

平成 23 年 5 月 31 日
福祉部 長寿支援課
観光商工部 商業労政課

宮崎市北部老人福祉センター及び宮崎市青少年プラザの指定管理者候補者の選定について

宮崎市北部老人福祉センター及び宮崎市青少年プラザの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成 23 年 6 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1)候補団体の名称

宮崎市社会福祉事業団・シルバー人材センター共同体

※社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団（以下、事業団）及び社団法人宮崎市シルバー人材センター（以下、シルバー）で構成するグループ

(2)代表者名

- ・事業団：理事長 金丸 健二
- ・シルバー：理事長 井上 徹也

(3)主たる事務所の所在地

- ・事業団：宮崎市橘通東 1 丁目 14 番 20 号
- ・シルバー：宮崎市高洲町 2 番 11

(4)設立年月日

- ・事業団：平成 14 年 4 月
- ・シルバー：昭和 57 年 1 月

(5)設立目的

・事業団

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。

・シルバー

定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該事業に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの生きがいの充実、社会参加の増進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与すること。

(6)事業概要

・事業団

①第1種社会福祉事業

- イ 肢体不自由児通園施設の管理
- ロ 知的障害児通園施設の管理

②第2種社会福祉事業

- イ 障害者自立支援法に基づく生活介護事業の受託
- ロ 障害児（者）総合相談事業の受託
- ハ 児童厚生施設の管理（地域子育て支援拠点事業（児童館型）の実施を含む）
- ニ 放課後児童健全育成事業の受託
- ホ 老人福祉センターの管理

③その他の事業

- イ 障害児（者）総合診療所の管理

④公益を目的とする事業

- イ 老人いこいの家の管理

・シルバー

①高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供

②高年齢者の就業に関する調査研究及び広報活動

③高年齢者の就業に関する相談

④臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、組織的に提供すること

⑤臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者のために無料職業紹介事業を行うこと

⑥高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと

⑦上記に掲げるもののほか臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事

業を行うこと

(7)資本金又は基本財産

- ・事業団：3,000千円
- ・シルバー：無

(8)従業員数

- ・事業団：160人
- ・シルバー：15人（会員数1,462人）

2. 指定期間（予定）

平成23年10月1日から平成28年3月31日まで（4年6ヶ月）

3. 施設及び業務の概要

(1)施設概要

①施設名

宮崎市北部老人福祉センター
宮崎市青少年プラザ

②所在地

宮崎市神宮東1-2-27（宮崎大宮高校の南側）

③施設規模等

本館（改築） 延べ床面積 約1,834平方メートル 3階建て
体育館（既存） 延べ床面積 約1,661平方メートル ※旧宮崎勤労者体育センター

(2)業務概要

- ・北部老人福祉センター

- ①生活相談及び健康相談に関する業務
- ②生業及び就労の指導に関する業務
- ③機能回復訓練の実施に関する業務
- ④レクリエーション等の実施に関する業務
- ⑤使用の許可に関する業務
- ⑥施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- ⑦上記のほか、老人センターの設置目的を達成するために必要な業務で市長が必要と認めた業務

- ・ 青少年プラザ
 - ①講座、研修会等の開催に関すること
 - ②生活、職業等の相談に関すること
 - ③クラブ活動、レクリエーション等の支援に関すること
 - ④施設の提供に関すること
 - ⑤利用の許可に関する業務
 - ⑥利用に係る料金（利用料金）に関する業務
 - ⑦施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
 - ⑧上記のほか、青少年プラザの設置目的を達成するために必要な業務で市長が必要と認められた業務

(3)現在の管理方法

- ・ 北部老人福祉センター
指定管理者 事業団（平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日）
- ・ 青少年プラザ
直営（嘱託職員 5 名）※平成 23 年 3 月末現在

4. 事業計画の概要

(1)施設利用者の平等な利用の確保について

- ・ 施設運営に多くの利用者の視点を取り入れるため運営委員会を設置する。
- ・ 意見箱の設置。要望等には、指定管理者としての回答を施設内に掲示する。
- ・ 事業団が指定管理者となっている他の老人福祉センター・老人いこいの家 5 施設とのサービスに不公平感が生じないようにバランスのとれた運営を行う。【北部】
- ・ 講座ごとのアンケートを実施し、内容の満足度や要望などをもとに次の企画に反映させる。【プラザ】
- ・ ホームページを活用し、要望や意見をメール等で提案できるシステムを構築する。

(2)施設の設置目的を最も効果的に達成する事業計画について

- ・ シルバーによる就労相談、技能習得のための講習会を開催する。【北部】
- ・ 講座等の開催日や時間帯を工夫するとともに、託児サービスの提供を行うなど、受講生の多様なニーズに対応する。【プラザ】
- ・ 講座受講者のうち、割合が 20%に満たない男性利用者の拡大に努める。【プラザ】
- ・ サービスの評価に高い客観性を確保するため、施設運営に対して、第三者による多面的な評価を実施する。
- ・ 施設開所前の期間を活用して、新施設の「愛称」を公募する。
- ・ 広報活動の拡充。（例：シルバーが有するネットワークを活用して事業所等への訪問活

動を行い、一方向の情報提供ではなく、双方向による情報交換に努める。※主にプラザ)

- ・開館日・開館時間の拡大。体育館については、年末年始を除いて開館するとともに、土曜・日曜・祝日は利用者の要望に応じて利用開始を9時から7時に早める。(事前に市と協議の上、承認を得た後、変更を行う。)その他の施設については、メリット・デメリットを整理し、段階的な拡大や試験的な実施を含めて検討する。
- ・事業団の医療・福祉専門職を派遣し、健康講座等を実施する。【北部】
- ・シルバーの会員の豊富な人材を活用して、書道、華道、茶道、料理、舞踊等の各種講座を実施する。【プラザ】

(3)施設の管理に係る経費の縮減について

- ・指定管理料に剰余金が生じた場合は、市と協議する。
- ・指名競争入札を原則とし、随意契約を行う場合は複数見積の徴収、価格調査等を行う。
- ・植栽管理や清掃業務など、シルバーの会員を活用することにより経費を縮減するとともに高齢者の就業意識を高める。
- ・AED内蔵の自動販売機を導入することで、別途AEDを設置する費用を削減するとともに、自動販売機の売り上げによる収入を確保する。また、設置にあたっては、設置業者の公募を行う。

(4)事業計画を着実に実施するための管理運営能力について

- ・施設長(2施設兼務)には、高齢者・青少年福祉に精通し、行政施策等に造詣の深い行政経験者を配置する。
- ・実務経験豊富な職員を継続して配置し、安定したサービスを提供する。【北部】
- ・プラザの職員は、勤労青少年ホームの勤務経験者からの採用を検討し、事業の継続性を高めるとともに、シルバーの会員から教員経験者等を配置して質の高いサービスを提供する。【プラザ】
- ・共同体職員の連絡調整を行うために、施設職員の毎日のミーティング、事務局を交えた会議を月2回以上行い、複合施設として一体感のある運営を行う。

(5)安全管理に対する対応について

- ・災害対応型自動販売機を設置し、電光掲示板による情報提供、緊急時における商品の無料提供を行うとともに、AED内蔵型の機器を設置することで、万一の備えを行う。
- ・浴室の安全・衛生管理には万全を期し、毎日の清掃・消毒、残留塩素の検査、定期的な化学洗浄、水質検査等、法令に基づいた措置を行う。
- ・調理実習室においては、特に火災に対する安全対策を講じる。
- ・利用者の家族の連絡先やかかりつけの病院、服用中の薬を記載した利用者台帳を整備する。【北部】

(6)環境保護及び障害者雇用等について

- ・「省資源・省エネルギー対策実施基準」を定め、共同体が一体となって環境に配慮した施設運営に取り組む。
- ・新施設であるため、特に光熱水費については月次使用料の推移を管理するとともに、増減の原因を把握する。平成 24 年度以降は、これらの削減数値目標を立てて、毎月のチェックを行う。
- ・植栽管理で発生する選定枝や草、落ち葉などの処理にあたっては、全てシルバー人材センターの所有する施設で破碎処理・チップ化することによる堆肥を作成し、環境への負荷軽減を図る。
- ・利用者の購読本の施設間ローテーション管理や、不用物品の施設間での利活用の検討。
- ・共同体としての障害者実雇用率 3.2%（国の定める雇用率は 1.8%）
- ・障害者施設・団体等へ業務を発注する「特定随意契約」により、障害者雇用の創出を間接的に支援する。

5. 収支計画の概要

年 度	23 年度（半年分）	24 年度	25 年度
指定管理料	16,500 千円	32,894 千円	32,791 千円
年 度	26 年度	27 年度	合 計（4 年 6 ヶ月）
指定管理料	32,691 千円	32,593 千円	147,469 千円

（参考）募集要項で市が提示した指定管理料の目安（平成 23 年度）：16,542 千円

6. 選定結果の概要

(1)選定手続の概況

①申請団体

3 団体

②選定に関する日程

第 1 回選定委員会（公募方針決定）	平成 23 年 1 月 27 日
募集要項等の告示	平成 23 年 2 月 1 日
提出書類 A の受付（＝1 次締切）	平成 23 年 3 月 10 日～ 3 月 11 日
提出書類 B の受付（＝最終締切）	平成 23 年 4 月 7 日～ 4 月 8 日
第 2 回選定委員会（審査・候補者決定）	平成 23 年 4 月 19 日

(2)宮崎市北部老人福祉センター及び宮崎市青少年プラザ
指定管理者候補者選定委員会（10名）

区分	役職等
委員	宮崎市老人クラブ連合会 役員
委員	NPO 日本健康運動指導士会 役員
委員	勤労青少年ホーム運営委員会 役員
委員	勤労青少年ホーム利用者の会 役員
会長	福祉部長 ※第2回選定委員会は利害関係者のため除斥
委員	観光商工部長 ※第2回選定委員会は利害関係者のため除斥
委員	長寿支援課長
委員	介護保険課長
委員	商業労政課長
委員	工業政策課長

(3)選定の概況

①選定の経緯と理由

選定委員会において、申請者からの提出書類、プレゼンテーション及び質疑をもとに、下記の項目について総合的に審査を行った。

- ア 施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- イ 施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ウ 施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- エ 事業計画を着実に実施するための十分な管理運営能力を有していること
- オ 安全管理に対する対応
- カ 環境保護及び障害者雇用等の福祉施策の取組状況

その結果、施設の設置目的の理解と課題の認識や設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案などの点で優れていることから、宮崎市社会福祉事業団・シルバー人材センター共同体が、指定管理者候補者として最も適格であると判断し、選定した。

②審査結果

審査項目	配点	得点		
		宮崎市社会 福祉事業 団・シルバ ー人材セン ター共同体	団体 A	団体 B
1. 施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること	240	192	168	94
2. 施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	280	218	189	101
3. 施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	120	86	81	51
4. 事業計画を着実に実施するための十分な管理運営能力を有していること	360	279	243	147
5. 安全管理に対する対応	40	28	30	17
6. 環境保護及び障害者雇用等の福祉施策の取組状況	80	61	58	33
合 計	1,120	864	769	443
【参考】指定管理料 提案額（4年6ヶ月）		147,469 千円	147,033 千円	142,946 千円

基準点：672点（満点1,120点の6割）